

【参考資料】

「市立就学前教育保育施設のあり方について（素案）」へのご意見等と教育委員会の考え方等について

1. ご意見等の聴取について

市立就学前教育保育施設のあり方については、素案の公表前の段階から、子ども・若者未来会議などでご協議いただき、ご意見を頂戴してきました。また、素案がまとまりましてからは、素案を広く公表させていただくとともに、各方面からのご意見をいただいたところです。

この度、いただいたご意見を整理し、主だったご意見について、教育委員会の考え方をお示しするとともに、原案策定に向けて、素案からの修正、加筆個所についても合わせてお示しするものです。

2. 素案の説明等について

以下の皆様に対して、素案をご説明等させていただき、ご意見等を頂戴しました。

・市議会（厚生文教常任委員協議会）

・子ども・若者未来会議

・関係地区コミュニティ協議会

役員等に説明（4コミュニティ協議会）、資料送付（4コミュニティ協議会）

・保護者

市立各園所から保護者へ素案を配布、清和台幼稚園保護者説明会を開催

・職員

園所長に説明、園所職員説明会を開催、校長会議で説明、教頭会議で説明

*以上に加えて、市ホームページに素案を掲示するとともにご意見を募集しました。また、清和台幼稚園区にお住いの方で、令和5年4月に同園への入園を検討されている方の実態調査を実施しました。

3. 意見数

合計 293 件のご意見を頂戴いたしました。

内訳は以下のとおりです。

(1) 市立就学前教育保育施設の役割や今後のあり方に関するご意見等 54 件

(2) 市立幼稚園全体としての今後のあり方に関するご意見等 19 件

(3) 事業推進に当たってのご意見等 63 件

(4) 「市立就学前教育保育施設のあり方について」策定に関するご意見等 23 件

(5) 具体的な事業に関するご意見等 106 件

(6) その他のご意見等 28 件

* ご意見の主だった内容により分類

4. 項目ごとのご意見等の概要と教育委員会の考え方

以下、いただいたご意見等について、項目ごとに「ご意見のポイント」と「教育委員会の考え方」を示すとともに原案策定にあたって、素案から修正、加筆等を加えようとする個所に、教育委員会の考え方の文頭に「☆」を記載しています。

(1) 市立就学前教育保育施設の役割や今後のあり方に関するご意見等について

①ご意見のポイント

経済的に厳しいご家庭や特別な支援が必要な子どもの受け入れについて、セーフティネットとしての役割が市立就学前教育保育施設にはあると考える。このため、市立就学前教育保育施設のバランスの取れた配置が必要ではないか。

私立就学前教育保育施設と競合関係にある部分もあるが、協力関係も重要。

特別な支援が必要な児童等への教育保育の提供にあたっては、単に、保育士や看護師等を配置するだけではなく、市立、私立の就学前教育保育施設全体として、質の向上を図るべき。

子どもたちの多くがやがては地域の小学校に通うこととなるため、それぞれの地域で子どもたちの育ちを支える視点が重要ではないか。現状では様々な園所に子どもたちが通っていることを踏まえると、市立だけではなく、私立を含む就学前教育保育施設から小学校への円滑な接続を進めるべきではないか。

②教育委員会の考え方

就学前の教育保育については、市立施設と私立施設が相互に協力し、補完しあいながら推進していくことを基本としています。

☆障がいの有無にかかわらず、希望する施設をご利用いただける環境を整備することが重要であると考えていますので、令和4年度からは、私立幼稚園等が特別な支援を必要とする児童を受け入れるにあたって、職員の加配に必要な費用を補助する制度を創設します。なお、私立就学前教育保育施設においても、特別な支援を要する子どもへの教育保育について、熱心に取り組まれている園も多いと認識していますが、私立幼稚園等では、加配職員に関する費用について、十分に措置されている状況ではないため、補助制度を創設するものです。原案において追記します。〈原案8ページ〉

☆また、市立、私立の就学前教育保育施設において医療的ケア児の受け入れ体制を整えるほか、教育委員会に障がい児の福祉サービスに関する事務を移管するとともに特別支援教育との連携を強化するなど、インクルーシブな就学前教育保育の実現に努めていきます。原案において追記します。〈原案8ページ〉

☆特別な支援が必要な児童や医療的ケアが必要な児童への教育保育に関する研修の実施に努めるなど、市立、私立就学前教育保育施設の質の向上に関する取り組みを進めて

いきます。原案において追記します。〈原案 8 ページ〉

☆市立就学前教育保育施設の再編にかかわらず、所得が低い世帯への支援につきましては、従来から実施しております補足給付等の実施状況を踏まえつつ、私立就学前教育保育施設と連携を図りながら、支援施策のあり方について、検討します。原案において追記します。〈原案 8 ページ〉

☆就学前教育保育施設から小学校への円滑な接続を進めるため、接続期カリキュラムに関する実践・研究を進めてきました。この成果を踏まえ、私立の就学前教育保育施設を含めた取り組みを推進します。原案において追記します。〈原案 8 ページ〉

（２）市立幼稚園全体としての今後のあり方に関するご意見等について

①ご意見のポイント

市立幼稚園の入園児童数が減少しているのは、保護者のニーズに沿った教育保育を実施してこなかったことが要因の一つである。3 歳児保育や給食の実施、預かり保育の拡大、通園バスなどの手立てを実施していれば、園児数の減少を回避できたはずである。

また、遊びを中心とした市立幼稚園の保育を、希望する方に提供できるようにする必要があるのでないか。

清和台幼稚園が廃園となった場合の園区の設定についてどうするのか。

②教育委員会の考え方

1 号認定児童の定員数がその需要をかなり上回る状況が継続しており、市全体としては余剰の状況が続いています。このため、市立幼稚園において、新たな事業として、3 歳児保育などに取り組むことは、困難であると考えてきたところです。今後、就学前の子どもの人数がさらに減少していく見込みの中、市立幼稚園において、3 歳児保育事業の実施など、事業を拡充していくことについては、難しいと考えています。

以上のようなことから、幼児教育保育の無償化等により、保護者のニーズがより長時間、長期間の保育にシフトしていることは認識いたしておりますが、市立幼稚園の定員を増加させるために、3 歳児保育等を実施する考えはありません。

一方では、市立幼稚園での教育保育につきましては、可能な園においては、こども園化を進めることで、その継承発展に取り組み、地域の私立施設とも共有を図るなど、市全体としての教育保育の質の向上に取り組んでいきたいと考えています。

☆清和台幼稚園が廃園となった場合の園区設定については、同園の園区を引き継ぐ園を具体的に設定せず、清和台幼稚園の園区の児童が他の市立幼稚園、こども園への入園を希望する場合、当該園の園区に在籍する児童とみなす扱いとします。また、園区のあり方について検討します。原案において追記します。〈原案 8・9 ページ〉

（３）事業推進に当たってのご意見等について

①ご意見のポイント

認定こども園の定員の設定や拠点化については、様々な状況を考慮し、適切に対応願いたい。また、認定こども園に移行することで、充実する点についても明らかにすべきではないか。

また、集団教育の望ましい人数の設定と東谷幼稚園の廃園の基準との乖離をどう考えるのか。

職員の配置については、必要な職員数を確保することはもちろん、より充実するよう取り組んでほしい。

市立就学前教育保育施設が減少するならば、他の市立就学前教育保育施設への通園距離が長くなり、費用が生じる恐れがある。このことへの支援についても考慮すべきではないか。高齢者等も利用できる巡回バスや公共交通機関との業務提携などを含めて検討してほしい。

廃園後の跡地の活用について、子どものための利用なども含めて検討してほしい。

地域と良好な関係を保ちつつ、子育て支援施策の充実を図り、市の魅力向上を進めてほしい。

②教育委員会の考え方

市立認定こども園については、地域における就学前教育保育の質の向上などに関する拠点施設となるよう、検討を進めていきたいと考えています。また、新たに開設するこども園の定員についても、今後、適切な人数となるよう、検討を進めていきたいと考えています。

☆認定こども園に移行することで充実する点について追記します。〈原案 6 ページ、7 ページ〉

東谷幼稚園の廃園を検討する5人については、集団を形成するために最小の人数を考慮したもので、この人数を下回るようならば、廃園を検討することとしています。

職員配置基準の拡充については、市立施設では一部、国基準を上回る配置をしておりますが、さらなる拡充については、現在のところ具体的な実施予定はありません。

市立就学前教育保育施設への通園のための費用の助成や巡回バスについては、松風幼稚園など、過去の廃園の際には、通園のための支援施策を実施しておらず、また、私立就学前教育保育施設に通園されている方も多い現状や従前から市内の全ての地域に、市立就学前教育保育施設が等しく配置されていない状況などを考え合わせると、公平性の観点等からも実施は難しいと考えています。

跡地の利用につきましては、全市的な課題として取り組みを進めていきます。

地域の就学前教育保育施設として、私立施設とも連携を図りながら、地域の子育て支援の充実に取り組んでいきたいと考えています。

☆また、子ども・子育て支援施策につきましては、令和4年度の（仮称）子ども・若者

未来計画策定の過程で、その充実について検討します。原案において追記します。＜原案 8 ページ＞

（４）「市立就学前教育保育施設のあり方について」策定に関するご意見等について

①ご意見のポイント

計画の策定にあたっては、市が勝手に決めるのではなく、関係者の方々に丁寧な説明をし、意見を聞きながら進めてほしい。

②教育委員会の考え方

計画の策定にあたっては、事前に子ども・若者未来会議などからご意見を伺い、素案を策定いたしました。また、素案については新型コロナウイルス感染拡大の局面であったため、大規模な説明会はできませんでしたが、保護者の方々、地域コミュニティ協議会の役員の方などへの説明をさせていただいたほか、市ホームページで公開いたしました。

☆今後も、丁寧な説明を心がけ、ご理解をいただきながら計画を推進していきます。原案において追記します。＜原案 10 ページ＞

（５）具体的な事業に関するご意見等について

①ご意見のポイント

- ・久代幼稚園と川西南保育所のこども園化について
土砂災害警戒区域に指定されていることについて
建物の老朽化について
現場職員と協議をしながら進めることについて
給食施設の拡充や保育室の配置について
- ・多田幼稚園と多田保育所のこども園化について
こども園の場所について
多田幼稚園が 5 人未満となった場合の取り扱いについて
- ・東谷幼稚園廃園を検討する 5 人という基準について
- ・清和台幼稚園の廃園について
令和 4 年度の職員の配置について
転園が必要となる児童や入園を検討していた児童への支援について

②教育委員会の考え方

- ・久代幼稚園と川西南保育所のこども園化について
川西南保育所の建物の一部が土砂災害警戒区域内で、久代幼稚園の園舎は同区域ではありません。このことも考慮し、具体的な利用計画について今後、検討を進めていきます

いと考えています。

建物が老朽化していることは承知しておりますので、老朽化対策についても検討を進めていきたいと考えています。

☆これまでのこども園整備の経験を踏まえ、現場職員と協議をしながら事業を推進していきます。原案において追記します。〈原案10ページ〉

給食施設の拡充や保育室の配置については、具体化を検討する過程で必要性や妥当性を見極め、対策を講じていきたいと考えています。

- ・多田幼稚園と多田保育所のこども園化について

施設の場所については、今後、検討を進めていきたいと考えています。

☆こども園開設までに多田幼稚園等の児童が5人未満となった場合の対応については、休園なども含め、検討します。原案において追記します。〈原案7ページ〉

- ・東谷幼稚園廃園を検討する5人という基準について

東谷幼稚園の廃園を検討する5人については、集団を形成するために最小の人数を考慮したもので、この人数を下回るようならば、廃園を検討することとしています。

- ・清和台幼稚園の廃園について

職員の配置については、ご意見も参考にさせていただきながら、必要な職員を配置するよう努めていきます。

転園先等に関する支援については、ご希望をお伺いしたうえで、あっせん調整などに努めていきます。

（6）その他のご意見等について

①ご意見のポイント

素案の「4. 市立就学前教育保育施設のあり方を考える視点」の中で、「〇〇する必要があります。」という記述が散見されるが、必要性を認識しているのであれば、「〇〇します。」と言い切ったほうがよいのではないかと。

②教育委員会の考え方

☆ここでは、それまでの記述を受けて、基本方針や事業計画を考えるにあたって、考慮すべき視点を整理しておりますので、「〇〇する必要があります。」という記載をさせていただいておりますが、わかりにくい点もあったと思われまますので、ご意見を踏まえまして、原案において修正します。〈原案6ページ〉

☆その他、素案の末尾に掲げておりました「市立就学前教育保育施設のあり方について」策定のプロセスを削除し、原案においては、「市立就学前教育保育施設のあり方について（原案）」推進のプロセスといたしまして、原案策定後の推進のプロセスを記載しております。また、原案においては、文言や数値等の整理や時点修正を加えております。